

平成 28 年度多良木町社会福祉協議会事業計画

〈基本方針〉

多良木町においても、少子高齢化（平成 28 年 3 月 1 日現在 高齢化率 37.3%）が進み、人口減少や核家族化に伴い、単身世帯や夫婦のみ世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能が低下しています。また、地域では、生活困窮、虐待、ひきこもり、孤独死や自殺、消費者被害など、地域からの孤立によるさまざまな生活課題が深刻化しています。

このような状況の中、「すべての人がいつまでも住み慣れた地域で元気で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、住民主体の地域活動を支援していくとともに、困りごとなど支援を必要とする人の相談支援を推進します。

介護サービス事業においては、厳しい経営状況にありますが、独立採算の経営理念のもと効率的、効果的な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービス提供に努めます。

昨年度から町立保育所の指定管理者として指定を受け、第 1 保育所、第 3 保育所の管理運営を行っていますが、これまでの運営方針や保育方針を継承しながら、社協らしさも取り入れ、園児・保護者との信頼関係を築いて運営を行っていきます。

〈重点目標〉

- 1 地区社協の設置といきいきサロン活動の推進
- 2 ボランティアセンターの運営強化
- 3 社協発展・強化計画の推進
 - ① 介護事業経営の適正化
 - ② 新たな情報発信ホームページの開設
- 4 総合相談体制の強化
- 5 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業の推進
- 6 町立保育所（指定管理）の管理運営

1. 誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり

【1】ともに支えあう地域づくり推進のために

① 地区社会福祉協議会の設置と活動の推進

- ・地区社会福祉協議会の設置
- ・地区社会福祉協議会の活動への相談・支援
- ・地区社会福祉協議会役員による活動の支援

② 福祉人材の育成と福祉教育の推進

- ・児童・生徒への福祉教育推進
- ・各福祉団体・ボランティア団体の研修など学習機会の充実
- ・ふれあい陶芸教室の開催

③ 民生委員・児童委員及び民児協との連携・協力

- ・民生委員・児童委員活動との連携と支援

④ ボランティア育成と、ボランティア活動の推進

- ・ボランティアセンターの運営強化
ボランティアポイント制度の運営、ボランティアの登録と斡旋、
受入れ施設・地域・個人の掘起こし
- ・ボランティアセンターだよりの発行
- ・ボランティア講演会や養成講座の開催
- ・ボランティア連絡協議会への支援と活動の推進
- ・災害ボランティアセンターマニュアルの周知
- ・地域での災害ボランティア研修の実施
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- ・認知症サポーター養成事業
- ・ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）
の養成協力

⑤ 福祉ニーズの把握と情報発信及び連絡調整

- ・高齢者（障がい者）実態調査
- ・要援護者の実態調査
- ・在宅高齢者を火災等から守る情報交換会
- ・広報誌の発行
 - 広報たらぎを活用した「社協だより」の発行
 - 「多良木町社協だより」の発行
- ・イベントを利用した情報の提供
- ・関係機関との情報交換の強化
- ・ホームページを開設、活用した情報発信

⑥ 相談事業の充実

- ・心配ごと相談事業の充実
- ・関係機関・専門機関との連携による相談対応の実施
- ・アウトリーチによる相談支援の実施

⑦ 地域住民の参加による社会福祉協議会活動の基盤強化

- ・たらぎ社協福祉まつりの開催
- ・財政の安定と強化
- ・社協会費の値上げ(1世帯、H27まで300円をH28から500円へ)
- ・共同募金運動の積極的な推進
- ・公費の安定的な確保
- ・社協発展強化計画の推進と進捗状況のマネジメント

【2】安心して利用できる福祉サービスの充実

① 利用者の保護並びに生活支援・自立支援の推進

- ・生活福祉資金貸付事業の実施
- ・福祉金庫貸付事業の実施
- ・生活困窮世帯への支援
- ・福祉基金の設置と有効な活用
- ・地域福祉権利擁護事業の推進
- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施

② 安心して利用できる介護保険事業のサービス提供

- ・居宅介護支援事業の推進
- ・訪問(予防)介護事業の推進
- ・訪問入浴介護事業の推進
- ・通所(予防)介護事業の推進

③ 介護保険事業のサービスに係る苦情解決体制の整備

- ・各事業所での苦情解決体制の整備
- ・苦情解決に係る第三者委員の委嘱
- ・関係機関との連携による苦情解決体制の整備

【3】誰もが暮らしやすい生活環境づくりの促進

① 地域住民による暮らしやすい生活環境づくりの推進

- ・シルバーボランティア・民生委員との連携による地域の見守り体制の強化
- ・地区社会福祉協議会会員による小地域見守りネットワークの充実
- ・福祉用具貸付事業の実施

2. すべての子どもが健やかに生まれ健やかに育つ町づくり

① 第1保育所並びに第3保育所の運営

② ひとり親世帯の子育て支援

- ・親と子の集い事業の実施
- ・母子父子寡婦福祉連合会への活動費の一部助成と支援

3. 高齢者がこころ豊かに安心して暮らせる町づくり

① 介護予防の推進

- ・ふれあいいきいきサロンの推進
- ・老人クラブ活動との連携と支援
- ・生活支援サービスの体制整備
- ・介護予防事業の運営協力

② 社会参加、健康維持の支援

- ・高齢者向けスポーツの支援
- ・高齢者グラウンド・ゴルフ大会(町老人クラブ連合会と共催事業)

③ 在宅高齢者の支援

- ・高齢者訪問防火指導の実施
- ・高齢者への地域福祉権利擁護事業の実施
- ・在宅高齢者の見守りボランティアへの支援

4. 障がい者がいきいきと暮らせる環境づくり

① 地域生活のための在宅支援

- ・障がい者ホームヘルプサービス事業の推進

② 障がい者団体・サロン活動への支援

- ・障がい者いきいきサロンへの支援

平成 28 年度多良木町社会福祉協議会事業内容

■ 地区社協事業

町内 28 地区について実施予定また、その他要望があれば新規に開設

実施予定地区

(多 1-1、多 1-2、多 2-1、多 2-2、多 3-1、多 6-1、多 6-2、多 6-3、多 7-1、多 8-1、多 8-2、多 9-1、多 9-2、多 10-1、多 10-2、多 11-1、久 2、久 5、久 7、久 8、久 9、黒 1、黒 3、黒東西 4、黒 7、黒 8、黒西 9、黒 10 合計 28 地区)

■ いきいきサロン事業

町内 34 ヶ所について実施予定また、その他要望があれば新規に開設

実施予定地区 高齢者サロン

(多 1-1、多 1-2、多 2-1、多 2-2、多 3-1、多 5-1、多 6-1、多 6-2、多 6-3、多 7-1、多 8-1、多 8-2、多 9-1、多 9-2、多 10-1 新、多 10-1 里、多 10-2、多 11-1、久 1、久 2、久 5、久 7、久 8、久 9、**槻木**、黒 1、黒 2、黒 3、黒東西 4、黒 5、黒 7、黒 8、黒西 9、黒 10 合計 34 地区)

- ・ 高齢者サロン情報交換会とリーダー研修会の開催

■ 障害者サロン

実施予定 カムワークたんぽぽ

■ ボランティア協力校

多良木町社協指定予定校 多良木小学校・久米小学校・黒肥地小学校・多良木中学校・多良木高等学校・球磨支援学校

■ ふれあい陶芸教室

2 ヶ月に 1 回程度利用者の希望により実施予定

■ 多良木町災害ボランティアセンターマニュアル・球磨ブロック災害相互応援協定の周知

■ 日本赤十字社地域奉仕団を対象とした各種研修会の開催

■ 日本赤十字社社資募集活動(赤十字社員増強運動)

5 月 各行政区 各世帯より 500 円の社資の募集 (区長・婦人会)

■ 赤い羽根共同募金活動 10月1日より12月31日まで

- 10月 各行政区 各世帯より500円を目安に募金（区長・婦人会）
- 10月20日、21日 えびす祭り会場にて街頭募金・赤い羽根福祉みこし
（社協役員、福祉団体、ボランティア連絡協議会、ボランティア協力校）
- 11月 大口・法人募金（民生委員）
- 10月～12月 期間中 職域募金

■ ボランティア連絡協議会

加入団体 ボランティアグループけやきの会、老連シルバーヘルパー、わか草会、
えびす民舞会、陶芸愛好会、傾聴ボランティア絆、多良木町ガンバルーン体操

■ 相談事業の実施

諸問題解決のため心配ごと相談窓口を常時開設する。

■ 生活福祉資金貸付事業の実施

各種制度による経済的な支援とその相談・援助も実施する。

■ 福祉金庫貸付事業の実施

低所得者の緊急的な生活費の出費に対して、福祉金庫の貸付を実施する。

■ 福祉基金の設置と有効な活用

福祉基金を設置し、地域住民への緊急やむを得ない場合の支援金として活用する。

■ 地域福祉権利擁護事業の推進

高齢や障害者等で、判断能力が充分ではない方への福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の相談支援を実施する。

■ 生活困窮者自立相談支援事業の実施

複雑な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的に相談を受け付け、地域のさまざまな関係機関・サービスを活用した支援を提供する。